別添

１．「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第３版）」

平成30年度～令和２年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」（北川雄光 慶應義塾大学病院長・医学部外科学（一般・消化器）教授）において作成された標記マニュアルについて、研究班により改訂され、令和３年６月に公開されています。

医療機関向けマニュアルでは、医療機関における宗教・文化的対応に関する記載の充実等がなされています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230\_00003.html

２．国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）

夜間休日（平日17時から翌９時まで、土日祝日24時間）は、国において、相談窓口を開設します。医療機関における外国人患者対応に関する、よろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門的な課題まで）の解決を、国が委託運営するコールセンターが支援します。

東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されている令和３年７月～９月の２ヶ月間は、医療機関における緊急的な対応の増加が見込まれることから、特例的に平日を含めて２４時間体制で電話相談を受付けます。

https://emergency.co.jp/onestop

３．団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、自治体、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分を補助するものです。

現在、令和３年度事業の２次公募中です（令和３年７月９日まで）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\_00014.html

４．希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料の電話通訳サービスを提供しています。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要です。利用料金は、医療機関への請求となりますが、医療機関が患者様本人へご請求いただくことも可能です。渡航者外来や出国向けのPCR検査を実施している医療機関等を含め全ての医療機関に利用いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/newpage\_00010.html

５．外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のひな形がダウロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/kokusai/setsumei-ml.html

６．外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

厚生労働省と観光庁が連携して「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公開し、定期的に更新しています。なお、リスト掲載医療機関のうち、都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、令和３年４月から、医療機能情報提供制度における病院の機能分類項目として追加されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05774.html

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\_guide.html

７．外国人患者受入れ情報サイト

外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の令和３年度事業実施者が運営する「外国人患者受入れ情報サイト」において、外国人患者受入環境整備に関する情報発信を行っています。下記のウェブサイトをご参照ください。

https://internationalpatients.jp/index.html

８．不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録（協力依頼）

訪日外国人による医療機関での不払いの発生抑止と民間医療保険の加入徹底に資するため、保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者について、本人同意の上で、国へ情報提供頂く仕組みが開始されました。情報は出入国在留管理庁に提供され、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\_00012.html

９．その他（今年度実施予定事業等）

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修等の実施を予定している他、令和３年度も複数のウェビナーを開催予定です。下記のウェブサイトに随時掲載しますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/kokusai/index.html

（参考）新型コロナウイルス感染症関連

○医療機関等に対する新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス

新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者の診療を行う医療機関等の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として国において主要言語の電話医療通訳サービスを提供しています。医療機関向けの他、保健所（受診相談センターを含む。）、宿泊療養施設等での利用も可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/newpage\_00009.html